

特集

非

2

# マンスリークリア取引の消費者トラブルと割賦販売法の見直し

池本 誠司 Ikemoto Seiji 弁護士

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、内閣府消費者委員会委員、産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会委員、国民生活センター客員講師、明治大学法科大学院非常勤講師など。



## はじめに

近時の消費生活相談の動向をみると、個別信用購入あっせんの相談件数は減少し、包括信用購入あっせんについてもやや減少傾向にある一方、割賦販売法の適用されない2カ月内払い(以下、マンスリークリア取引)は大幅に増加しています。経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会(以下、小委員会)では、こうした現状も踏まえたうえで、クレジットカード取引の健全化に向けた割賦販売法の見直しが検討されました。

2015年7月3日付小委員会報告書「クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて」(以下、報告書)は、クレジットカード取引に関する苦情件数の増加原因は、カード発行会社(以下、イシューア)と加盟店契約会社(以下、アクワイアラ)が分離したオフアス取引の広がりにより、イシューアが加盟店を直接調査対処できない構造となっている点にあるととらえ、アクワイアラや決済代行会社(以下、PSP)に対する登録制および加盟店調査義務の導入を提言しました<sup>\*1</sup>。

これに対し、マンスリークリア取引を割賦販売法の適用対象とするか否かの論点については、①相談件数の増加の原因はイシューアと消費者との間の問題というよりも悪質加盟店の存在によるものであること

- ②マンスリークリア取引は2カ月超後払いと同様の「後払いの誘引性」があるとはいえないこと
- ③マンスリークリア取引の苦情相談発生率は分割払いやリボルビング払いと比べ大幅に低いこと

などの事情を踏まえ、「まずもって悪質な加盟店の適切な排除によってトラブルの未然防止を図ることが検討されるべきである」とし、「少なくとも現時点において、マンスリークリア取引を抗弁接続等の民事ルールの適用対象とすることは適切ではない」と結論づけました(報告書16ページ)。

そのうえで、報告書は各イシューアが円滑に相談・苦情対応を遂行することや、イシューアに寄せられた相談・苦情情報がアクワイアラの加盟店調査に活用されることが重要であるとし、関係機関・関係事業者等の情報交換、連携強化の取り組みを進めるべきであるとしています。報告書が示したこうした政策判断によって、悪質加盟店排除と消費者保護が果たして実現できるのか、十分に注視しなければなりません。

本稿では、小委員会においてマンスリークリア取引に対し割賦販売法の適用を検討した議論の概要を紹介したうえで、アクワイアラの加盟店調査義務とイシューアの苦情対応の促進について検討し、今後マンスリークリア取引に改めて割賦販売法の適用を検討する場合の課題について、議論を整理しておきたいと考えます。

\*1 この論点については、本特集1「クレジットカード取引の課題と法の見直し～主体の多様化と加盟店対応を中心として～」を参照。



## マンスリークリア取引の トラブル実態

全国の消費生活センターに寄せられる相談件数の推移をみると、個別信用購入あっせんが2010年度29,816件から2013年度21,691件と減少し、包括信用購入あっせんも2010年度22,385件から2013年度19,846件と減少しているのに、マンスリークリア取引は2010年度13,236件から2013年度29,934件と大幅に増加しています(報告書6ページ)。

他方で、報告書は、マンスリークリア取引の年間決済件数が2012年度は25億9388万件であり、決済件数に対する相談発生率がわずかに0.00085%にとどまり、包括信用購入あっせんの相談発生率が0.01581%、個別信用購入あっせんが1.39562%であることと比較して極めて低い割合にとどまることを指摘しました。これを踏まえ、一部の悪質業者とのトラブル対策のために、大半の健全な取引に大きな負担を強いることは、事業者にもひいては消費者にも悪影響を及ぼすという価値判断を示しました(報告書16ページ)。

もっとも、報告書は、アクワイアラー・PSPに対してはマンスリークリア取引か2カ月超後払いかを問わず登録義務および加盟店調査義務を課しています。そうだとすれば、相談発生率が低から将来にわたって法的措置を講じないという結論ではなく、まずはアクワイアラー・PSPによる加盟店調査義務等の対策によってトラブル減少をめざし、その効果が得られなければ改めてイシューアーに対する法的措置を検討することは否定していないものと考えられます。



## イシューアーの 苦情対応義務の導入

小委員会では、アクワイアラー等に対してはマンスリークリア取引か2カ月超後払いかを問わず加盟店調査措置義務を課すこととしましたが、マンスリークリア取引のイシューアーに対し

て、包括信用購入あっせんにおける苦情適切処理義務(割賦販売法30条5の2)に類した苦情対応義務を課すべきかについても議論しました。オフアス取引におけるイシューアーの苦情対応義務は、消費者の苦情をアクワイアラーに通知し調査を要請することを内容とします。

導入を求める意見は、アクワイアラー等に加盟店調査措置義務を課しても、購入者との間で直接的な契約関係のないアクワイアラー等は購入者から苦情を受け付ける立場にないため、イシューアーが受け付けた苦情をアクワイアラー等に対し確実に情報提供することがなければ、加盟店調査措置義務は機能しないことを指摘しました。また、アクワイアラー等が加盟店調査義務を負う理論的根拠は、イシューアーの消費者に対する不適正与信防止の配慮義務に由来するものであり、両者が相互に協力してこそ不適正取引を排除できるものであると指摘しました。

しかし、報告書は「オフアス取引におけるイシューアーは加盟店にクレジットカード利用環境を提供する者ではないこと、現状各イシューアーにおいて相談・苦情に対し柔軟な対応がなされていること、各イシューアーにおけるマンスリークリア取引の採算性は高いものとはいえないこと、等からすると、イシューアーに対する追加的負担を正当化することは現段階においては困難であると考えられる」と結論づけました(報告書16ページ)。

報告書は、あくまでも現段階における判断として示されたものであり、今後アクワイアラーに加盟店調査義務を課したうえで、各イシューアーにおける苦情対応が適切に行われない状況が認められた場合は、改めて法的義務の導入を検討する必要があります。



## 抗弁対抗制度の適用について

マンスリークリア取引に割賦販売法の適用を検討する場合の論点として、相談現場のニーズからすれば抗弁対抗制度(割賦販売法30条の4)を適用できることが望まれます。抗弁対抗制度

は、加盟店による不適正取引のリスクを消費者でなくイシューアが負担するものであり、直接的に消費者被害救済に結び付く点で、消費生活相談や法律実務家の現場からは切望されています。

他方で、マンスリークリア取引のイシューアにとっては、直接の提携関係にない加盟店の不適正取引のリスクを負担する抗弁対抗制度を適用するためには、抗弁対抗制度の理論的根拠をどのように理解するのかを整理することが重要となります。

すなわち、抗弁対抗制度の導入根拠である販売契約とクレジット契約との不可分一体性という構造的特徴は、個別信用購入あっせんについては明確に該当するが、クレジットカード取引の場合はカード発行手続きを通じた与信枠設定契約が先行していることや、個々の販売契約に対する与信審査を行わないことから、不可分一体性の特徴が必ずしも該当しないという指摘があります<sup>\*2</sup>。にもかかわらず2008年の割賦販売法改正において、抗弁対抗制度の適用に割賦払い要件を廃止して2カ月超後払いの要件に転換したのは、2カ月超後払いのクレジットは「後払いの誘引性」によって販売契約を締結したという関連性が認められることに注目したという整理でした<sup>\*3</sup>。こうした理解を前提として、今回の小委員会の報告書も、後払いの誘引性の視点を維持するという判断を前提に、マンスリークリア取引には割賦販売法を適用しないという結論になったのです(報告書16ページ)。

そうすると今後、アクワイアラー等に対する加盟店調査義務の措置によってマンスリークリア取引のトラブルが減少しない場合でも、直ちに抗弁対抗制度の導入に結び付くとは限らず、マンスリークリア取引における販売契約とクレジット契約の法的関連性をどのようにとらえるかについて、改めて議論することが必要になります。

実務的にみても、抗弁対抗制度は未払い金の支払い拒絶権にとどまり、既払い金返還義務は及ばないことから、マンスリークリア取引において翌月の支払日に引き落としが終わった後に販売契約の問題点が判明した事案は救済されません。そうすると、マンスリークリア取引が後払い取引の特徴よりも現金決済の代替手段としての特徴があるととらえ、プリペイド決済を含むキャッシュレス決済サービスの提供者の責任問題として議論を整理することが必要です。

## マンスリークリア取引と「後からリボ払い」

ところで、マンスリークリア取引と2カ月超後払い(リボルビング払いを含む)は後払いの誘引性の有無により区別されるという考え方も、今日のクレジットカードの機能を踏まえるならば、見直しが必要だと思われます。

なぜなら加盟店で「一括払い」として利用しても、支払日の一定期間前までにメール・ウェブ・電話により申し出ること、リボルビング払いに変更できる「後からリボ」特約が、ほとんどのクレジットカードで利用可能となっているからです。そればかりか、事前に登録することにより、加盟店では一括払いを利用した取引が、個別の連絡なしで自動的にリボ払いに変更される「事前登録型自動リボ払い」特約も広がっています<sup>\*4</sup>(なお、後からリボ払いはリボルビング払いへの変更を許容した決済機能であるため、消費者がリボルビング払いに変更した場合には包括信用購入あっせんの規定が適用されるものと解されています<sup>\*5</sup>)。

マンスリークリア取引とリボルビング払いの境界を解消するしくみがほとんどのクレジットカードに導入されている現状に照らせば、両者の法的取り扱いを区別することの合理性を見直すことが必要ではないかと考えます。

\*2 山本豊「割賦販売法見直しの方向性」『法律のひろば』2015年6月号12ページ。

\*3 経済産業省取引信用課編『平成20年版 割賦販売法の解説』(日本クレジット協会、2009年)300ページ。

\*4 第11回小委員会(2015年4月30日)委員提出資料1別紙「あとからリボ払いの取扱い状況」。

\*5 経済産業省取引信用課編『平成20年版 割賦販売法の解説』49ページ。